三　ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影、ポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影及び乳房用ポジトロン断層撮影の施設基準

(1)　ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影若しくはポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影（アミロイドＰＥＴイメージング剤を用いた場合及びＰＳＭＡイメージング剤を用いた場合を除く。）又は乳房用ポジトロン断層撮影に係る診療料を算定するための施設基準

イ　画像診断を担当する常勤の医師（核医学診断について、相当の経験を有し、かつ、核医学診断に係る研修を受けた者に限る。）が配置されていること。

ロ　当該断層撮影を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

ハ　当該断層撮影を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2)　ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影又はポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影（アミロイドＰＥＴイメージング剤を用いた場合に限る。）に係る診療料を算定するための施設基準

イ　画像診断を担当する常勤の医師（核医学診断について、相当の経験を有し、かつ、核医学診断に係る研修を受けた者に限る。）が配置されていること。

ロ　当該断層撮影を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

ハ　当該断層撮影を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(3)　ポジトロン断層撮影、ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影又はポジトロン断層・磁気共鳴コンピューター断層複合撮影（ＰＳＭＡイメージング剤を用いた場合に限る。）に係る診療料を算定するための施設基準

イ　画像診断を担当する常勤の医師（核医学診断について、相当の経験を有し、かつ、核医学診断に係る研修を受けた者に限る。）が配置されていること。

ロ　当該断層撮影を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

ハ　当該断層撮影を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(4)　適合していない場合には所定点数の百分の八十に相当する点数により算定することとなる施設基準

次のいずれかに該当すること。

イ　(1)のロ、(2)のロ又は(3)のロに掲げる診断撮影機器での撮影を目的とした別の保険医療機関からの依頼により撮影を行った症例数が、当該診断撮影機器の使用症例数の一定割合以上であること。

ロ　特定機能病院、がん診療の拠点となる病院、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第三条の二に規定する国立高度専門医療研究センターの設置する医療機関又は国立健康危機管理研究機構の設置する医療機関であること。

四　ＣＴ撮影及びＭＲＩ撮影の施設基準

(1)　通則

当該撮影を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

(2)　64列以上128列未満及び128列以上のマルチスライス型の機器によるＣＴ撮影及び3テスラ以上の機器によるＭＲＩ撮影に関する施設基準

イ　画像診断管理加算2、画像診断管理加算3又は画像診断管理加算4に係る届出を行っている保険医療機関であること。

ロ　専従の診療放射線技師が一名以上配置されていること。

(3)　ＣＴ撮影の注8及びＭＲＩ撮影の注6に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準

(1)に掲げる診断撮影機器での撮影を目的とした別の保険医療機関からの依頼により撮影を行った症例数が、当該診断撮影機器の使用症例数の一割以上であること。

五　冠動脈ＣＴ撮影加算、血流予備量比コンピューター断層撮影解析、心臓ＭＲＩ撮影加算、乳房ＭＲＩ撮影加算、小児鎮静下ＭＲＩ撮影加算、頭部ＭＲＩ撮影加算、全身ＭＲＩ撮影加算及び肝エラストグラフィ加算の施設基準

(1)　当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の医師が配置されていること。

(2)　当該撮影を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

(3)　当該撮影を行うにつき十分な体制が整備されていること。

五の二　外傷全身ＣＴ加算の施設基準

(1)　都道府県が定める救急医療に関する計画に基づいて運営される救命救急センターを有している病院であること。

(2)　当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の医師が配置されていること。

(3)　当該撮影を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

(4)　当該撮影を行うにつき十分な体制が整備されていること。

五の三　大腸ＣＴ撮影加算の施設基準

当該撮影を行うにつき十分な機器を有していること。

六　歯科画像診断管理加算1の施設基準

(1)　歯科点数表区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注2の届出を行っている病院である保険医療機関であること。

(2)　当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の歯科医師が配置されていること。

(3)　画像診断管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

六の二　歯科画像診断管理加算2の施設基準

(1)　歯科点数表区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注2の届出を行っている病院である保険医療機関であること。

(2)　当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の歯科医師が配置されていること。

(3)　当該保険医療機関における歯科用3次元エックス線断層撮影及びコンピューター断層診断（歯科診療に係るものに限る。）について、(2)に規定する歯科医師の指示の下に画像情報等の管理を行っていること。

(4)　当該保険医療機関における歯科用3次元エックス線断層撮影及びコンピューター断層診断（歯科診療に係るものに限る。）のうち、少なくとも八割以上のものの読影結果が、(2)に規定する歯科医師により遅くとも撮影日の翌診療日までに主治の歯科医師に報告されていること。

(5)　画像診断管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

七　遠隔画像診断による写真診断（歯科診療に係るものに限る。）、基本的エックス線診断料（歯科診療に係るものに限る。）及びコンピューター断層診断（歯科診療に係るものに限る。）の施設基準

(1)　送信側

離島等に所在する保険医療機関その他の保険医療機関であって、画像の撮影及び送受信を行うにつき十分な機器及び施設を有していること。

(2)　受信側

イ　当該保険医療機関内に画像診断を専ら担当する常勤の歯科医師が配置されており、高度の医療を提供するものと認められる病院であること。

ロ　遠隔画像診断を行うにつき十分な体制が整備されていること。